

仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例の一部を改正する条例
仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例（令和五年仙台市条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「に向けて」を「と自然環境の保全との両立を図るため」に改める。

第二条第八号中「行われる」の下に「太陽光発電施設の」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号中「ちまで」を「又まで」に改め、同号二中「の規定により指定された」を「に規定する」に改め、同号チの次に次のように加える。

リ 水道水源保全区域（本市の水道事業に係る集水区域をいう。）

ヌ 森林地域

第二条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 特定事業者 事業者のうち、事業区域内に含まれる森林地域（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林の区域をいう。以下同じ。）の面積が規則で定める面積以上又は事業区域内に含まれる森林地域に設置する太陽光発電施設の合計出力が規則で定める出力以上上の太陽光発電事業を行うものをいう。

第四条第一項中「遵守しなければ」を「遵守するとともに、地域住民等（事業区域の全部又は一部が居住する地域に含まれることとなる者及び太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者をいう。第六条第一項及び第二項並びに附則第九項において同じ。）に対する情報提供等の地域との良好な関係を保持するために必要な措置、環境を保全するための対策の実施その他の規則で定める措置を講じなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 事業者は、太陽光発電施設の安全性の確保のために必要な措置その他の規則で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条第一項前段を次のように改める。

第七条ただし書の許可（以下「設置許可」という。）を申請しようとする者又は第十二条の規定による届出をしようとする者（以下「設置許可申請者等」という。）は、あらかじめ、地域住民等に対し、太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容等について説明しなければならない。

第六条に次の二項を加える。

4 事業者は、太陽光発電事業の実施に係る苦情、被害、紛争等が生じたときは、自らの責任と負担において、その解決のために必要な措置を講じなければならない。

5 事業者は、規則で定めるところにより、前項の措置の実施状況について、市長に報告しなければならない。

第六条の次に次の八条を加える。

（配慮書の提出等）

第六条の二 特定事業者は、事業計画の策定の段階において、当該事業計画のほか、事業区域内に含まれる森林地域の面積が第二条第六号の規則で定める面積未滿かつ事業区域内に含まれる森林地域に設置する太陽光発電施設の合計出力が同号の規則で定める出力未滿となる事業計画（第四号及び第五号において「他の事業計画」という。）を策定し、これらの事業計画に基づく太陽光発電事業の実施が環境に及ぼす影響についてそれぞれ調査、予測及び評価を行い、並びにその実施しようとする太陽光発電事業に係る環境の保全のための措置を検討するとともに、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

一 特定事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 太陽光発電事業の名称、目的及び内容

三 太陽光発電事業を実施しようとする区域その他の当該太陽光発電事業の実施が環境に及ぼす影響を受ける範囲であると認められる地域（第六条の四第一項において「関係地域」という。）の範囲及びその概況

四 他の事業計画の内容

五 事業計画及び他の事業計画のそれぞれについての調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
六 その他規則で定める事項

（配慮書の公告及び縦覧）

第六条の三 市長は、配慮書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、配慮書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、配慮書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（配慮書説明会の開催等）

第六条の四 特定事業者は、前条の縦覧期間内に、当該太陽光発電事業に係る配慮書に記載された関係地域内において、配慮書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条において「配慮書説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、当該関係地域内に配慮書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

2 特定事業者は、配慮書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、市長に通知するとともに、これらを配慮書説明会の開催を予定する日の一週間前までに、規則で定めるところにより公告しなければならない。

3 特定事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした配慮書説明会を開催することができない場合には、当該配慮書説明会を開催することを要しない。

4 特定事業者は、配慮書説明会を開催したときはその概要を、開催しなかったときはその理由を、書面により市長に報告しなければならない。

（配慮書についての意見書の提出等）

第六条の五 配慮書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、第六条の三の公告の

日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、特定事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 特定事業者は、前項の期間を経過した後、速やかに、同項の意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し（意見書の提出がない場合には、これらに代えてその旨を記載した書面）を市長に送付しなければならない。

（配慮書についての市長の意見）

第六条の六 市長は、前条第二項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、特定事業者に対し、配慮書について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、前条第一項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、仙台市環境影響評価審査会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、第一項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

- 4 特定事業者は、第一項の市長の意見についての特定事業者の見解を記載した書類を、市長に提出しなければならない。

- 5 特定事業者は、第一項の市長の意見及び第二項の仙台市環境影響評価審査会の意見を勘案するとともに、前条第一項の意見に配慮し、事業計画の内容を再検討するものとする。

（配慮書手続の特例）

第六条の七 市長は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定による手続により、第六条の二から前条までに規定する手続（以下この条及び次条において「配慮書手続」という。）の目的が達成されたと認めるときは、配慮書手続を簡略化することができる。

- 2 前項の規定による配慮書手続の簡略化の内容は、特定事業者からの申出に基づき、市長が決定する。（他の法令等による手続との関係）

第六条の八 環境影響評価法第六条第一項の規定による同法第五条第一項に規定する方法書の送付又は仙台市環境影響評価条例（平成十年仙台市条例第四十四号）第七条第一項の規定による同項に規定する方法書の提出（特定事業者がするものに限る。）は、配慮書手続が完了した後にするものとする。

（事業計画の変更の場合の手続）

第六条の九 第六条の二から前条まで（第六条の三を除く。）の規定は、事業計画の変更であつて事業区域内に含まれる森林地域の面積が第二条第六号の規則で定める面積以上又は事業区域内に含まれる森林地域に設置する太陽光発電施設の合計出力が同号の規則で定める出力以上増加することとなるものをしようとする者について準用する。

第七条を次のように改める。

（設置規制区域内への設置）

第七条 設置規制区域内においては、太陽光発電施設の設置をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けている場合は、この限りでない。

第八条第一項中「前条の許可（以下「設置許可」という。）を「設置許可」に改め、同条に次の一項を加える。

5 附則第六項及び第七項の規定は第三項の規定により設置許可を要しないこととなる者が事業計画を変更する場合について、附則第十四項の規定は当該者が太陽光発電事業の譲渡等をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第十四条中「とき」の下に「（当該事業計画に係る事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある場合を除く。）」を加える。

第十七条第三項中「係る太陽光発電事業」の下に「（事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあるものを除く。）」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第六条第一項及び第二項並びに第十九条の二第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継する場合又は第三項の規定により事業計画を届け出た者の地位を承継する場合に準用する。この場合において、同条第二項中「当該太陽光発電施設の設置の工事に着手するまでに」とあるのは、「第十七条第二項又は第四項の規定による届出をした後、速やかに」と読み替えるものとする。

第十九条の見出し中「撤去及び処分」を「廃棄等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業者は、太陽光発電施設の撤去に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用その他太陽光発電事業の廃止に要する費用（次条第一項及び第十九条の三第一項において「廃棄等費用」という。）を確保しなければならない。

第十九条の次に次の四条を加える。

（保証金の預入及び質権の設定等）

第十九条の二 設置許可申請者等は、あらかじめ、当該太陽光発電事業に係る廃棄等費用の額に相当する現金（以下この条及び次条において「保証金」という。）を金融機関に預け入れなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により保証金を預け入れた者は、当該太陽光発電施設の設置の工事に着手するまでに、当該保証金に係る預金債権について本市を質権者とする質権を設定する契約を締結するとともに、当該質権につき、本市に対抗要件を備えさせなければならない。

3 保証金の額は、規則で定める。

4 第一項及び第二項の規定は、事業計画を変更する場合（規則で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。この場合において、同項中「当該太陽光発電施設の設置の工事に着手するまでに」とあるのは、「変更許可を受けた後（第十四条の規定による届出をする場合にあつては、当該届出をした後）、速やかに」と読み替えるものとする。

（保証金の使途）

第十九条の三 市長は、事業者が第二十三条の規定による命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を講じなかったことにより、災害の発生防止又は環境の保全に著しい支障が生じると認める場合であつて、本市が法令の規定により自ら当該命令に係る措置の全部又は一部を講じたときは、当該措置に要した費用（廃棄等費用に該当するものに限る。次項において同じ。）に当該事業者が預け入れた保証金を充てることができる。

2 前項の場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額に満たないときは、市長は、その差

額を当該事業者に負担させることができる。

（質権設定契約の解除）

第十九条の四 市長は、第十九条の二第二項（第十七条第七項、第十九条の二第四項並びに附則第五項及び第七項において準用する場合を含む。）の契約を締結した事業者が太陽光発電施設の廃棄を完了した場合その他規則で定める場合には、当該契約を解除するものとする。

（定期報告）

第十九条の五 事業者は、太陽光発電施設の廃棄が完了するまで、毎年度、規則で定めるところにより、前年度の維持管理等の状況、保険への加入の状況その他規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

附則第二項中「第十五条第一項」の下に「及び第六項」を加える。

附則中第十四項を第十七項とし、第十三項を第十六項とする。

附則第十二項中「既存事業者が」を「既存事業者（附則第四項の規定による届出をしたもの及び附則第六項の規定による許可を受けたものを除く。以下この項において同じ。）が」に、「届け出なければ」「届け出るとともに、当該届出をした後、遅滞なく、第十三条の誓約書を市長に提出しなければ」に改め、同項を附則第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

（既存施設の変更許可に関する規定等の適用）

15 既存施設のうち、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなるものについては、附則第六項ただし書中「施行日」とあるのは「設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる日」と、附則第七項中「第十一条まで」とあるのは「第十一条まで、第十三条」として、これらの規定を適用し、附則第三項及び第八項の規定は、適用しない。

附則第十一項中「施行日から」を削り、「に努めなければ」を「をしなければ」に改め、同項を附則第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

（既存事業者の損害賠償責任保険等への加入）

13 前項の既存事業者以外の既存事業者は、当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険への加入に努めなければならない。

附則中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の前の見出しを削り、同項を第八項とし、同項の前に見出しとして「（既存施設の維持管理等）」を付する。

附則第六項中「第六条から第十一条まで、第十八条第二項、第二十二條第一項、第二十三條及び」を「第六条第一項から第三項まで、第八条（第三項及び第五項を除く。）、第九条から第十一条まで、第十八条第二項、第十九条の二第一項及び第二項、第二十二條第一項、第二十三條並びに」に、「〔附則第六項〕を〔附則第七項〕に改め、「の許可」の下に「と、第十九条の二第二項中「当該太陽光発電施設の設置の工事に着手するまでに」とあるのは〔附則第六項の規定による許可を受けた後、速やかに〕」を加え、同項を附則第七項とする。

附則第五項の前の見出しを削り、同項を附則第六項とし、同項の前に見出しとして「（既存施設の変更許可）」を付する。

附則第四項中「届け出なければ」を「届け出るとともに、当該届出を初めてする場合にあっては、第十三条の誓約書を市長に提出しなければ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 第十九条の二第一項及び第二項の規定は前項の規定による届出をしようとする者について、第十七条の規定は前項の規定による届出をした者が太陽光発電事業の譲渡等をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条の二第二項中「当該太陽光発電施設の設置の工事に着手するまでに」とあるのは、「附則第四項の規定による届出をした後、速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第四項及び第五項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に太陽光発電事業の実施に係る苦情、被害、紛争等が生じた場合について適用する。

3 改正後の条例第六条の二から第六条の九までの規定は、施行日以後に改正後の条例第七条ただし書若しくは第九条第一項又は改正後の条例附則第六項（改正後の条例第八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可（次項において「設置許可等」という。）の申請がなされる太陽光発電施設に係る事業者について適用する。

4 改正後の条例第十九条の二（同条第一項及び第二項の規定を改正後の条例第十七条第七項、第十九条の二第四項並びに改正後の条例附則第五項及び第七項において準用する場合を含む。）から第十九条の四までの規定は、施行日以後に設置許可等の申請又は改正後の条例第十二条若しくは第十四条若しくは改正後の条例附則第四項の規定による届出がなされる太陽光発電施設に係る事業者について適用する。

5 改正後の条例附則第二項の規定は、施行日以後に改正後の条例第十五条第六項に規定する事由が生じた場合について適用する。